

○高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例施行規則

平成 17 年 2 月 1 日
規則 第 24 号

改正 平成 21 年 3 月 30 日規則第 5 号
平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号
平成 23 年 11 月 22 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例（平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 28 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例をいう。
- (2) 管理者 高知縣市町村総合事務組合管理者をいう。
- (3) 構成団体 高知縣市町村総合事務組合規約（平成 17 年高知県指令 16 高市振第 1983 号）第 3 条第 1 項第 8 号に掲げる事務を共同処理する団体をいう。
- (4) 支部長 構成団体の長をいう。

(加入の申込み等)

第 3 条 条例第 1 条の規定により、交通災害共済に加入しようとする者は、条例第 5 条第 1 項の規定により、交通災害共済加入申込書（以下「加入申込書」という。）（様式第 1 号）に必要事項を記入し、掛金を添えて支部に申込みをしなければならない。この場合、外国人にあっては、外国人登録票を提示しなければならない。

- 2 支部において前項の申込みを受理したときは、交通災害共済加入者証（以下「加入者証」という。）（様式第 2 号）を交付する。
- 3 支部長は、管理者が別に定める日までに、交通災害共済加入申込書送付書（様式第 10 号）に受理した加入申込書（様式第 1 号-1）を添えて管理者に送付するとともに払込書（様式第 11 号）により当該掛金に相当する額を払い込まなければならない。

(災害見舞金の請求)

第 4 条 加入者又はその遺族が、条例第 6 条の規定に基づき、災害見舞金の支払いを受けようとする場合は、交通災害共済見舞金請求書（以下「請求書」という。）（様式第 3 号）により支部長を経由して管理者に請求するものとする。

- 2 前項の請求にあたっては、加入者証を提示して支部長の確認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動車安全運転センター事務長の発行する交通事故証明書
- (2) 医師の診断書（様式第 4 号-1）又は柔道整復師等の施術証明書（様式第 4 号-2）
- (3) 死亡の場合は、死亡診断書又は死亡検案書及び死亡した者の戸籍謄本又は除籍謄本（請

求者について記載がない場合は、併せて請求者の戸籍謄本)

(4) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級の障害の場合は、身体障害者手帳の写し

(5) その他支部長が必要と認める書類

4 当該事故について、警察への届出がなく、自動車安全運転センター事務所長の証明が得られない場合は、目撃者証言録及び証明書(様式第6号)をもって、これに代える事故証明とすることができる。

ただし、目撃者証言録が得られない場合は、交通事故申立書(様式第7号)をもってこれに代えることができる。

5 災害見舞金の請求時に市町村合併等により加入者又は加入者の遺族の住所地の市町村に組合の支部がないときは、当該市町村の長を経て災害見舞金を請求することができる。この場合において、第1項から第3項中「支部長」とあるのは「合併等による新たな市町村の長」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、当該加入者若しくは加入者の遺族が加入後に当該市町村に移転した場合又は当該加入者の遺族が加入当時から当該市町村に居住している場合は、適用しない。

(遺族代表者への支払)

第5条 災害見舞金を請求すべき同順位の者が2人以上ある場合においては、同順位の者の協議により当該見舞金の請求及び受領に係る代表者1人を選定しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に基づき代表者を選定した場合における前条第1項の請求書には、同条第3項各号に掲げる書類のほか、遺族代表者請求同意書(様式第5号)を添付しなければならない。

(災害見舞金の決定、支払等)

第6条 支部長は、第4条に規定する請求書の提出があった場合は、すみやかに関係書類を検討し、支払いの適否及び災害の等級の決定について意見を付して、管理者に副申するものとする。

2 管理者は、前項の請求書の送付を受けたときは、関係書類を検討し、必要があるときは、当該請求に関する調査をし、若しくは必要な資料の提出を要求することができる。

3 管理者は、請求が適当であると認めたときは、災害見舞金の額を決定し、次の各号のいずれかの方法により、すみやかにこれを支払うものとする。

(1) 請求者からの申し出による口座振替

(2) 支部長又は支部長が指定した者を資金前渡職員とする現金支払

4 前項により、災害見舞金の支払いを決定したときは、交通災害共済見舞金決定及び送金通知書(様式第8号)により、支部長及び請求者に通知する。

5 条例第9条第3項により、災害見舞金の額を制限することとなった場合には、管理者はその理由を支部長及び請求者に通知しなければならない。

6 第3項第2号に規定する現金支払にあつては、資金前渡職員は見舞金受取人から領収書(様式第9号)を徴し、管理者に送付するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から始まる共済期間について適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 22 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号-1、様式第 1 号-2 及び様式第 2 号の改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日に施行し、平成 24 年 4 月 1 日以後の共済期間について加入する者に適用し、同日前の共済期間について加入する者については、なお従前の例による。
- 2 この規則の施行の前日に改正前の高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例施行規則に規定する様式により作成された書類（様式第 1 号-1、様式第 1 号-2 及び様式第 2 号を除く。）は、改正後の高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。